

目標：2020年 『環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する』

**現状** PRTR法に基づく環境リスクの高い化学物質の排出量は2010年度より減少している。

【排出量】

17,217トン（2010年度）⇒15,017トン（2014年度）

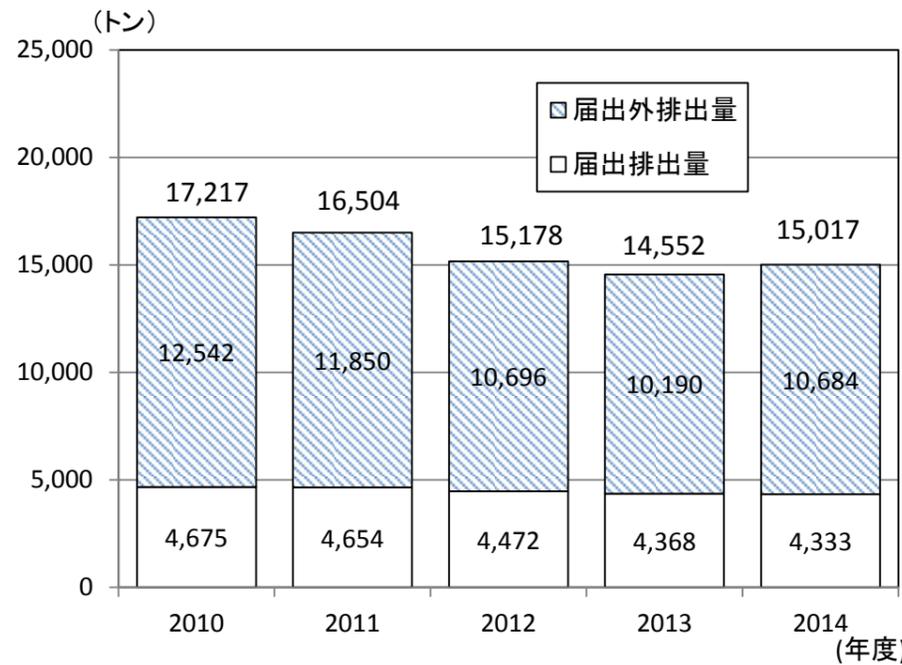


図1 PRTR法に基づく排出量の推移

【事業所における排出削減対策】

- ・立入検査の目標を決めて、届出排出量の多い事業所などに、重点的に立入検査を行い、特にトルエンやベンゼンなど発ガン性物質である特定第一種指定化学物質の排出の抑制を指導している（平成27年度は145事業所に立入検査を実施）。
- ・有害性が低い代替物質への転換を指導している。
- ・排出量削減の対策事例についてとりまとめ、他の事業者が削減対策を検討・実施する参考としている。
- ・事業者向けセミナーで、事業者に、実際に行った対策事例について説明してもらい、他の事業者が削減対策を検討・実施する参考にしている。
- ・府条例で取扱量を届出させ、取扱量に対する排出量の比率を前年度と比較するなどして、きめ細かな指導を行っている。

（排出量等削減事例）

事例1

フィルム製品のグラビア印刷に使用しているトルエンを含む塗料を、トルエンを含まないインキに切り替えた。  
平成24年度のトルエンの使用量は95tであったが、平成26年度は25tとなり、約74%削減することができた。  
（プラスチック製品製造業）

事例2

金属製品の洗浄剤のトリクロロエチレンから炭化水素系洗浄剤への代替を平成25年度から進め、平成26年2月には全ての切替が完了した。  
平成24年度の使用量は9.2tであったが、平成26年度は1t未満となった。  
（金属製品製造業）

事例3

印刷物の表面コート塗布に用いるコーティング剤の溶剤を、トルエンを含まない水性溶剤へ切替を進めた。  
現在使用している溶剤の7割が水性溶剤となっており、平成23年度は16tであった大気への排出量が平成26年度は10tと、約37.5%削減できた。  
（出版・印刷・同関連産業）

※「環境リスク」とは、化学物質が環境を通して人の健康や生態系に悪影響を与えるおそれのこと

環境リスクの大きさ = 有害性の程度 × 暴露量

環境リスクの大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（暴露量）で決まる。



化学物質については、その種類が非常に多く、有害性も多様

⇒人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれがある化学物質について、事業者が排出量等を把握し、それを行政が公表することにより、事業者が自ら排出量を削減していく（有害性の低い他の化学物質に転換）する手法がとられている。

化学物質対策に係る法令・制度

【PRTR法（化学物質排出把握管理促進法）】

- ①有害性のある化学物質の排出等に関する情報を事業者・行政・国民で共有することにより、事業者による排出削減等の自主的取組を促進
- ②事業者は、前年度の化学物質の排出量、移動量を把握し、府を経由して国に届出
- ③国は、前年度の実績の届出データを集計し、2月下旬頃公表

【府条例】

- ①化学物質の取扱量の届出を義務化することにより、PRTR制度を補完し、同制度の実効性を向上
- ②事業者の自主的な取組をより促進させるため、従業員数50人以上の事業所に対して、以下の届出を義務化（化学物質適正管理指針で届出内容を規定）
  - ・化学物質管理計画書
  - 化学物質の管理体制や緊急事態の対処方法を届出
  - ・化学物質管理目標決定及び達成状況
  - 優先して取り組む目標物質を定め、その管理の改善方法や目標の達成状況等を届出
- ③府は、前年度の実績の届出データを集計し、集計結果を公表（3月中旬頃）

今後の取組み

●事業所における排出削減対策

- ・届出排出量の多い事業所などに、引き続き環境リスクの低減に向けた取組を促進する。（排出量上位100事業所で、府域全体の届出排出量の75%を占めている。）

●権限移譲市町村に対するサポート

- ・府と一体となった運用を行うため、権限移譲した市町村（24市町村）が事業者に対して、法や条例に基づき適切な指導や助言ができるよう、市町村に対する技術研修、共同立入、運用指導等を行う。

（参考）化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

- ・化学物質の排出削減やリスクの重要性について、事業者、府民の理解を深めるため、セミナーの開催や、工場見学会や化学物質に関する対話の場を設けることについて事業者に対する働きかけを引き続き行う。

